

記事制作サービス個別規定

(サービス内容)

第1条 記事制作サービスは、SEO等特定の目的を達成するための記事を当社が制作してお客様に提供するものです。契約内容によっては、記事内容の真実性・適時性は保証されず、事前に設定された目的の為に制作されたことのみ保証されます。

(著作権)

第2条 納品された制作記事であって、当社が記事制作サービスの遂行にあたって新規に制作したものの著作権は、納品の完了時に当社からお客様に移転します。制作記事に含まれ、又は、制作記事と関連して納品される写真素材や画像素材は、個別の業務の受託時に特に合意した場合の他は、第三者が著作権を有しライセンス提供するものを、使用許諾を受けて使用します。かかる素材や当社が業務の着手以前から保有する著作物に関する権利は、納入完了後も当社又は提供元の第三者に留保されます。著作権が当社又は第三者に留保されるものについて、お客様は、お客様ご自身のためのみ使用することができ、第三者への頒布や再使用許諾は行えません。

2 当社は制作記事が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。

(検収)

第3条 制作記事の納品後3営業日以内にお客様から制作仕様との相違が通知された場合、当社は制作記事の修正を行います。お客様より通知が無いまま3営業日が経過した場合は、制作記事の納品が完了したものとみなし、納品完了後は制作記事の修正を求めることができません。

(記事制作サービス契約期間及び停止)

第4条 記事制作サービスにかかる当初契約期間、及び、当初契約期間終了後の契約期間は、見積書に記載の通りとします。見積書に契約期間の記載がない場合は、当初契約期間は6ヶ月間となります。当初契約期間終了後の契約期間は、6ヶ月ごとの自動更新となり、契約満了月の前月末日までにご通知いただく事により自動更新を停止できます。

(記事制作サービス契約記事本数)

第5条 記事制作サービスにかかる当初契約記事本数、及び、当初契約期間終了後の契約記事本数は、見積書に記載の通りとします。お客様の責めに帰すべき事由により契約記事本数分の記事を当社が契約期間内に納品できなかった場合、契約期間終了から3ヶ月間は、かかる事由が解消されることを条件として、サービスの提供を継続します。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ